

# 入 札 説 明 書

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は平成17年4月15日に公表した「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日 平成17年7月29日（金）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中 村 眞  
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

3. 事業概要

(1) 事業名 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

(2) 対象施設 東京国際空港国際線地区エプロン等

(3) 事業場所 東京都大田区羽田空港二丁目

(4) 事業内容 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により、東京国際空港国際線地区におけるエプロン等の整備及び維持管理に関する業務を実施する。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料-1）及び「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 業務要求水準書」（資料-2）を参照のこと。

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の設計、施工、維持管理に関する業務の概要は以下のとおりである。

① 設計に関する業務

SPCは、以下に掲げる項目に係る設計を行う。

(ア) 以下に示す施設（以下「対象施設」という。）

- ・基本施設（エプロン、ショルダー、GSE置場、GSE通行帯等）
- ・航空保安施設（航空灯火施設（エプロン照明灯含む）、エプロン監視用ITV、電源施設等）
- ・付帯施設（消防水利施設、排水施設、共同溝及び上下水道施設）
- ・構内道路・駐車場（国際線旅客ターミナルビルと環八通り、空港連絡道路を連絡する道路及び国際線貨物地区と環八通りを連絡する道路、バス・タクシープール及びこれらに付帯する施設をいう。）

・緑地（展開用地及びエプロン等整備等事業緑化対象用地における植生をいう。）

(イ) 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の実施区域における用地造成（液状化対策及び既設構造物防護工を含む。）

(ウ) 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業及び東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業の実施区域における用地造成

② 施工に関する業務

S P Cは、対象施設の施工並びに①(イ)及び(ウ)に定める用地造成を行う。

③ 維持管理に関する業務

S P Cは、対象施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて対象施設の更新を行う。

(5) 提供される業務の要求水準

「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 業務要求水準書」（資料-2）によるものとする。

(6) 事業期間等

① P F I 事業

事業契約締結の日から平成47年3月31日まで。

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

平成17年	7月29日	入札公告
平成17年	8月1日～平成17年	本入札説明書に関する質問受付期間
平成17年	8月22日	第一次審査資料及び第二次審査資料
平成17年	8月9日	の作成説明会
平成17年	8月1日～平成17年	第一次審査資料の受付期間
平成17年	8月29日	第一次審査結果の通知
平成17年	9月8日	
平成17年	9月8日～平成17年	競争参加資格がないと認められた者
平成17年	9月20日	に対する理由の説明の受付期間
平成17年	9月30日	競争参加資格がないと認められた者
平成17年	9月30日	に対する理由の回答
平成17年	9月30日	本入札説明書に関する質問回答公表
※なお、入札参加希望者が審査資料作成にあたって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。		
平成17年	9月30日	入札価格の基準金利設定日
平成17年	12月2日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成17年	12月～平成18年	第二次審査資料のヒアリング
平成18年	1月	
平成18年	1月31日	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。		
平成18年	2月	落札者との基本協定の締結
平成18年	3月	S P Cとの事業契約の締結
平成19年	10月	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業の実施区域（ターミナルビル部、駐車場部）の用地の引渡し
平成20年	4月	東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業の実施区域の用地の引渡し

平成20年 7月

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業の実施区域（カーブサイド歩道用地）の用地の引渡し

平成21年 9月

対象施設の引渡し

平成21年12月

対象施設の供用開始

平成47年 3月31日

PFI事業の終了

#### 4. 競争参加資格

##### (1) 基本的要件

- ① 入札参加希望者は、3.(4)①から③に掲げる業務を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、入札参加希望者は応募グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。
- ② 代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業は、基本協定の締結後に設立するSPCに出資を行う（代表企業は必ずSPCに出資を行うが、応募グループを構成する全ての企業がSPCに出資する必要はない。なお、代表企業以外の応募グループを構成する企業でSPCに出資を行う企業を「構成員」といい、SPCに出資を行わない企業を「協力会社」という。以下同じ。）。  
SPCの株主は以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の過半数を超える議決権を保有すること。
  - (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
  - (ウ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ③ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力会社のそれぞれは、以下のいずれの業務に携わるかを明らかにする。
  - (ア) 設計業務 本事業に係る設計に関する業務
  - (イ) 施工及び維持管理業務 本事業に係る施工及び維持管理に関する業務なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、(ア)、(イ)の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。
- ④ 応募グループを構成する企業の総数は、最小2社、最大6社とする。  
なお、上記企業のうち上記③(イ)の業務に携わる企業は2社以上でなければならない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし（入札書及び第二次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間を除く。）、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。
- ⑦ 当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。ただし、当

該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。

- ⑧ 上記⑦の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。以下同じ。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（「商法」（明治32年法律第48号）第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

- ① 「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 本事業に係る業務に対応した関東地方整備局における一般競争参加資格（予決令第72条）の決定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再審査を受けていること。）。

- ③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること（上記(2)②の再審査を受けた者を除く。）。

- ④ 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、当該措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

- ⑤ 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村ときわ法律事務所及び株式会社日本空港コンサルタンツ）又はこれらの者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

- ⑥ 15. (2) に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

① 関東地方整備局における建設コンサルタント等に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長（以下「副局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。

② 次に掲げる基準を満たす設計技術者を1名配置できること。

(ア) 技術士「総合技術監理部門」（選択科目は建設部門の「港湾及び空港」とする。）、技術士「建設部門」（選択科目「港湾及び空港」）又はRCCM（選択部門は技術士に求めた選択科目と同様とする。）の資格を有する者、或いはこれと同等の能力と経験を有すること。

(イ) 空港の土木施設に関する設計経験を有すること。

③ 設計企業のうち一者は、次に掲げる基準を満たす照査技術者を1名配置できること。

技術士「総合技術監理部門」（選択科目は建設部門の「港湾及び空港」とする。）、技術士「建設部門」（選択科目「港湾及び空港」）又はRCCM（選択部門は技術士に求めた選択科目と同様とする。）の資格を有する者、或いはこれと同等の能力と経験を有すること。

④ 設計技術者及び照査技術者は設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑤ 設計技術者及び照査技術者は、互いに兼務することは認めない。また、参加表明書等の提出時点において、設計技術者又は照査技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、その場合にはいずれの候補者についても必要な要件を満たしていなければならない。

#### (4) 施工企業の参加資格要件

施工及び維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「施工企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

① 関東地方整備局における空港等土木工事又は空港等舗装工事のいずれかについて、各々の施工企業が施工を行う工事種別に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。

② 施工企業において施工を行う工事種別に係る関東地方整備局における平成17・18年度一般競争参加資格の決定の際に算定された客観点数が、空港等土木工事については1,200点以上、空港等舗装工事については1,100点以上の者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した客観点数が、空港等土木工事については1,200点以上、空港等舗装工事については1,100点以上の者であること。）。

③ 施工企業は、担当する工事種別について、以下の施工実績又は国がこれと同等と認める工事の施工実績を有すること。ただし、これらの施工実績は、供用中の空港の制限区域（空港管理規則第5条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事に限る。

なお、当該施工実績が平成13年4月1日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未

満のものを除く。

(ア) 空港等土木工事を担当する者にあつては、平成2年度以降参加表明書等の提出期限の日までに元請として、完成・引渡しの完了した以下の(a)及び(b)の施工実績を有する者であること。ただし、複数の企業で空港等土木工事を実施する場合には、空港等土木工事を担当する施工企業全体で(a)及び(b)の施工実績を有していなければならない。この場合、各施工に係る施工企業は、(a)又は(b)の施工実績のうち自ら担当する各施工と関連する全ての施工実績を有することとする。

(a) 掘削、切土又は盛土等で100,000m<sup>3</sup>以上の土工事を施工した実績を有すること。(主な想定工事：用地造成工事等)

(b) 改良長15m以上の地盤改良工事(掘削及び置換を除く。)を施工した実績を有すること。(主な想定工事：地盤改良工事等)

(イ) 空港等舗装工事を担当する者にあつては、平成2年度以降参加表明書等の提出期限の日までに元請として、完成・引渡しの完了した空港の滑走路、誘導路又はエプロンの舗装工事で20,000m<sup>2</sup>以上を施工した実績を有する者であること。

④ 施工企業は、担当する工事種別について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該施工の期間中専任で配置できる者であること。また、参加表明書等の提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、その場合にはいずれの候補者についても必要な要件を満たしていなければならない。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここで、「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 1級建築士の資格を有する者
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(イ) 平成2年度以降に、上記③に掲げる担当する工事の施工経験を有する者であること。なお、当該施工経験は施工企業が申請する施工実績と同一工事の施工経験でなくてもよいものとする。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。ここで、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

⑤ 主任技術者又は監理技術者は、施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑥ 全ての施工企業が、JIS Q 9001:2000(IS09001:2000)を、以下の(ア)から(ウ)の全ての条件で認証取得している又は国がこれと同等以上の能力を有していると認める者であること。

(ア) 認証されている事業活動が、担当する工事の内容に一致していること。

(イ) 当該工事を実際に施工する組織が、JIS Q 9001:2000(IS09001:2000)を認証取得していること。なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、全ての組織が認証範囲に含まれていることが必要であるが、各組織ごとに別々にJIS Q 9001:2000(IS09001:2000)

- 0) 認証取得していてもよいものとする。
- (ウ) (財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。

## 5. 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎  
関東地方整備局 総務部 経理調達課  
電話 045-211-7413  
メールアドレス saikaku-apron-pfi@pa.ktr.mlit.go.jp  
URL <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/saikakutyou/apron-pfi.html>

## 6. 競争参加資格の確認 (第一次審査) 等

### (1) 参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付等

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書等を提出し、支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加表明書において、4. (2) ②、(3) ①、(4) ①の決定を受けていない又は4. (4) ⑥を認証取得していない企業を含む場合においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4. (2) ①及び③から⑥までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (2) ②、(3) ①、(4) ①の決定を受けていない又は4.

(4) ⑥を認証取得していない企業にあっては、それぞれ4. (3) ②から⑤まで、(4) ③から⑤までに掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、②及び⑥に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成17年8月1日(月) から平成17年8月29日(月) まで。  
土曜日及び日曜日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (2) 提出書類は、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)(資料-3) に従い作成すること。

### (3) 4. (3) ②の配置予定の設計技術者の設計経験、4. (4) ③の同種の工事の施工実績及び4. (4) ④の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあつては、我が国における設計の経験、工事の施工実績及び施工経験をもって行う。

### (4) 第一次審査資料及び第二次審査資料作成説明会

第一次審査資料及び第二次審査資料の作成説明会を次のとおり実施する。なお、当該説明会に参加する者は本入札説明書(資料-1 から資料-8 を含む。) を持参すること。

- ① 日 時： 平成17年8月9日（火）10時00分から15時30分まで  
（途中、1時間30分程度の休憩を含む。）
- ② 会 場： 〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 共用第一会議室
- ③ 申込方法： 当該説明会に参加を希望する場合は、「様式集」（資料-3）に従い参加申込書を申込先へ持参又は郵送（書留郵便等配達した記録が残るものに限る。以下同じ。）により申込むこと。なお、会場での直接による申込み及び電送による申込みは受け付けない。
- ④ 受付期間： 平成17年7月29日（金）から平成17年8月5日（金）まで。  
土曜日及び日曜日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ⑤ 申 込 先： 5. に同じ。
- ⑥ そ の 他： 当該説明会への申込みは、競争参加資格確認申請書の提出を予定する者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成17年9月8日（木）までに書面で通知する。

(6) 競争参加資格確認後は、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4.（2）②、

（3）①、（4）①の決定を受けていない又は4.（4）⑥を認証取得していない企業（当該決定又は認証取得に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4.（2）①及び③から⑥までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.（2）②、（3）①、（4）①の決定を受けていない又は4.（4）⑥を認証取得していない企業にあつては、それぞれ4.（3）②から⑤まで、（4）③から⑤までに掲げる要件を満たし、落札の時に当該企業が4.（2）②、（3）①、（4）①、②及び⑥に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「様式集」（資料-3）に定めるところに従い提出すること。

(7) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は返却しない。
- ④ （6）ただし書に該当する場合を除き、参加表明書等の提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は「様式集」（資料-3）を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長に対

して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成17年9月20日（火）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：書面により持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成17年9月30日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 8. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「様式集」（資料-3）に従い質問書を提出すること。

① 提出期間：平成17年8月1日（月）9時30分から平成17年8月22日（月）17時00分まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 提出場所：5. に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送又は電子メールのいずれかにより期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(バージョン2000以前)で作成した質問書が記録された電子ファイルを3.5 インチFDに保存して質問書の印刷物を添付のうえ提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(2) 国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、(1)の質問に対する回答を、国土交通省関東地方整備局のホームページに掲載する。

① 掲載期間：平成17年9月30日（金）9時30分から平成17年12月1日（木）17時00分まで。

② URL：5. に同じ。

#### 9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

(1) 提出期限：平成17年12月2日（金）14時00分まで。

（ただし、郵送による提出の受領期限は、平成17年12月1日（木）17時00分まで。）

(2) 提出場所：5. に同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送により行うこと。

## 10. 入札方法等

### (1) 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は持参又は郵送によること。電送による入札は認めない。
- ③ 入札書は、「様式集」（資料－3）に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。
- ④ 郵送により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中村 真宛の親展で提出しなければならない。
- ⑤ ④の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。
- ⑦ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を「様式集」（資料－3）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

### (2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、「様式集」（資料－3）に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。

### (3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

### (5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 サービス対価の算定及び支払方法」（以下「サービス対価の算定及び支払方法」という。）（資料－4）を参照すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって

落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

#### (6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。また、落札者がいないときは予決令第99条の2に基づく随意契約（不落随契）に移行する。

#### 1.1. 第二次審査資料等

(1) 第二次審査資料は、「様式集」（資料-3）に定めるところに従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

##### ① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

##### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の差し替え、追加、削除、変更等はできない。

(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は5. に同じ。

#### 1.2. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

ただし、SPC は設計及び施工に関する業務の履行を確保するため、事業着手の日から対象施設の引渡日までを期間として、施設整備に係る設計費及び工事費に相当する金額の100分の10以上について、支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長に寄託すること。

なお、SPC を被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、施工企業によって締結される場合は、SPC の負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長のために設定するものとする。

#### 1.3. 開札

(1) 日 時： 平成18年1月31日（火） 14時00分

(2) 場 所： 〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎  
関東地方整備局 総務部 経理調達課

(3) その他： 入札参加者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなけ

ればならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

#### 1 4. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札  
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

#### 1 5. 落札者の選定方法

##### (1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項、予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

また、本事業は政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

##### (2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため国が平成17年7月28日付けで設置した「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画（事業提案のうち事業計画に関する事項をいう。以下同じ。）に対する評価について審査を委ね、国は有識者等委員会の審査結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

なお、有識者等委員会の構成員は以下のとおり。ただし、必要に応じ専門委員を置くことができるものとする。

委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
委員	金子 孝文	政策研究大学院大学教授
委員	福手 勤	東洋大学工学部環境建設学科教授
委員	前田 博	西村ときわ法律事務所弁護士
委員	屋井 鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
委員	又野 己知	国土交通省航空局飛行場部管理課長
委員	須野原 豊	国土交通省航空局飛行場部計画課長

委員 難波 喬司 国土交通省関東地方整備局港湾空港部長

### (3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

#### ① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者は、第二次審査資料を提出することができる。

#### ② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料－５）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての審査を有識者等委員会に委ねる。

事業提案の評価は、選定基準に定める各評価項目について、必須項目を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、加点項目の評価に応じた得点を付与する。

国は、事業提案について、資料作成の不備がある提案、及び必須項目を満たさない提案を不採用とする。

また、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

#### ③ 開札

国は、採用となった事業提案をした入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

#### ④ 総合評価

(ア) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(イ)によって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

(A) 事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

(B) 事業計画に関する提案が要求水準（必須項目）を充足したうえで、更に国が特に重視する項目（加点項目）について、優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

(ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### ⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

### 16. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中村 眞）を相手方として、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料－6）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

### 17. 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、商法に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を事業契約締結時までに設立する。

なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」（資料－6）を参照のこと。

### 18. 事業契約の締結

#### (1) 契約書作成の可否等

「事業契約書（案）」（資料－1）により、作成するものとする。

#### (2) 事業契約の締結

SPCは、落札決定後平成18年3月末日までに国（支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中村 眞）を相手方として、「事業契約書（案）」（資料－1）に基づき事業契約を締結しなければならない。

#### (3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された額とする。

### 19. 提示資料の貸与等

#### (1) 競争参加資格確認申請書の提出を予定する者等に、以下により提示資料を貸与する。

##### ① 貸与提示資料の内容

「貸与提示資料内訳書」（資料－7）を参照。

ただし、提示資料1については、競争参加資格確認申請書の提出を予定する者に、提示資料2については、第一次審査の結果、競争参加資格の確認を受けた者に貸与する。

##### ② 受付及び貸与期間等

#### (ア) 貸与の受付期間：

・提示資料1については、平成17年8月1日（月）から平成17年9月30（金）

まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

・提示資料2については、平成17年9月8日（木）から平成17年9月30日

（金）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

(イ) 貸与期間及び返還の方法： 受付日から平成17年12月1日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、6.（5）により競争参加資格の確認を受けた応募グループを構成する企業以外の者は平成17年9月16日（金）までに返還するものとする。

(ウ) 貸与形態： 電子媒体（CD-R）

(エ) 貸与場所及び返還場所： 5. に同じ

(オ) 申込方法： 「様式集」（資料-3）に従い貸与場所まで持参すること。

③ 当該提示資料は、本入札手続以外の目的で使用してはならない。また、第三者への貸出、譲渡等を行ってはならない。

20. 手続における交渉の有無 無。

21. 支払条件

「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）を参照のこと。

22. 土木工事保険等付保の要否

「事業契約書（案）」（資料-1）を参照のこと。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

24. 苦情申立

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情処理検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262(直通)）に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。

(3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。

(4) 参加表明書等又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

(6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

## 28. 添付資料

添付資料は次のとおりとする。

資料-1	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	事業契約書(案)
資料-2	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	業務要求水準書
資料-3	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	様式集及び記載要領
資料-4	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 法	サービス対価の算定及び支払方 法
資料-5	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	事業者選定基準
資料-6	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	基本協定書(案)
資料-7	貸与提示資料内訳書	
資料-8	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	業績等の監視及び改善要求措置 要領